

2015年1月16日 全10頁

バーゼル委、オペリスクの見直しへ

【市中協議文書】粗利益を指標とする非モデル手法の廃止へ

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2014年10月6日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し（市中協議文書）」を公表している（コメント提出期限は2015年1月6日）。
- 市中協議文書は、オペレーショナル・リスクがバーゼルⅡの合意（2004年）で新たに自己資本比率の分母に導入されて以降初めて、その算出方法に抜本的な改訂を施す旨提案するものである。
- 市中協議文書が提案する新しい標準的手法（revised SA）は、現行の粗利益を指標とする非モデル手法（基礎的手法及び粗利益配分手法）に取って代わる算出方法である。
- まず、新しい標準的手法（revised SA）は、指標の精緻化を試みている。すなわち、基礎的手法と粗利益配分手法が指標としている粗利益ではなく、より統計的に優れた「ビジネス指標」（BI）を指標とする旨提案している。
- そして、業務区分（business line）ではなく、ビジネス指標（BI）の規模に応じた規制上の係数（掛目）の適用を提案している。
- わが国の銀行の大部分は、粗利益を指標とする非モデル手法を採用していると思われることから、それらの銀行において算出方法の変更による事務的負担が発生することは間違いない。
- そこで、市中協議文書を（最終規則文書の公表を経て）わが国で実施するにあたっては、少なくとも国内基準行については現行の粗利益を指標とする非モデル手法の選択適用を認めるという緩和措置が採られるか否かが問題となり得よう。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 現行の算出方法	2
■ 3. 市中協議文書公表の背景	3
■ 4. 市中協議文書の概要 ～新しい標準的手法 (revised SA) ～	3
■ 5. おわりに	9

1. はじめに

2014年10月6日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し（市中協議文書）」（以下、「市中協議文書」）を公表している（コメント提出期限は2015年1月6日）¹。

オペレーショナル・リスクは、「内部プロセス・人・システムの不適切性または外生的事象から損失を被るリスク」²、若しくは「銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険」³と定義されている。これらの定義には、法務リスクは含まれるが、戦略リスクや風評リスクは含まれない。

市中協議文書は、オペレーショナル・リスクがバーゼルⅡの合意（2004年）で新たに自己資本比率の分母に導入されて以降初めて、その算出方法に抜本的な改訂を施す旨提案するものである。

本稿では、市中協議文書の概要を簡潔に紹介する。

2. 現行の算出方法

現行のバーゼル規制では、オペレーショナル・リスク相当額の算出方法として、基礎的手法（Basic Indicator Approach）、粗利益配分手法（Standardised Approach）、先進的計測手法（Advanced Measurement Approaches）の3つを定めている。

基礎的手法は、1年間の粗利益に0.15を乗じた金額の、直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法である。

粗利益配分手法は、1年間の粗利益を8つの業務区分（business line）に配分し、一定の掛目（12%、15%又は18%）を乗じた額の合計額を求め、その合計額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法である。採用には、金融庁長官への申請とその承認が必要となる。

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p141006.htm>)

² BCBS「健全なオペレーショナル・管理のための諸原則」脚注5（金融庁仮訳）

³ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」（以下、「自己資本比率告示」）307条2項2号等

先進的計測手法は、過去の実際の損失データ等に基づき、銀行の内部管理で使用される方法でオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法である。採用には、予備計算の実施と報告、及び金融庁長官への申請とその承認が必要となる。

3. 市中協議文書公表の背景

先の金融危機を境に、オペレーショナル・リスクに該当する事例の発生件数は増加し、その深刻さも増している。にもかかわらず、粗利益を指標とする非モデル手法（基礎的手法及び粗利益配分手法）を採用している銀行においては、オペレーショナル・リスク相当額（ひいてはオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額）は増加しておらず、むしろ減少しているケースさえある。

このことは、粗利益を指標とする非モデル手法が、オペレーショナル・リスク相当額を適切に評価できていないことを示唆している。

粗利益を指標とする非モデル手法におけるこうした欠点は、これらが粗利益を指標とし、銀行における収益の増加がすなわちオペレーショナル・リスク相当額の増加につながる（その逆もまた然り）を前提としている点に由来する。

このような前提には、根拠がないことが明らかである。というのも、粗利益を指標とする非モデル手法では、仮に銀行の収益がオペレーショナル・リスクに該当する事例が原因で減少した場合に、収益が減少したということによって、オペレーショナル・リスク相当額も減少するからである。このような場合、直感的には、むしろオペレーショナル・リスク相当額を増加させるべきであろう。

そこで、BCBS は、粗利益を指標とする非モデル手法の欠点を是正し、オペレーショナル・リスク相当額の適切な評価を可能とすべく、これらの手法に取って代わる、「新しい標準的手法」(revised SA : Standardised Approach) を提案している。

4. 市中協議文書の概要 ～新しい標準的手法 (revised SA) ～

(1) 粗利益を指標とする非モデル手法に取って代わる新たな算出方法

市中協議文書が提案する新しい標準的手法 (revised SA) は、現行の基礎的手法や粗利益配分手法といった粗利益を指標とする非モデル手法に取って代わる算出方法である。

まず、新しい標準的手法 (revised SA) は、指標の精緻化を試みている。すなわち、基礎的手法と粗利益配分手法が指標としている粗利益ではなく、より統計的に優れた「ビジネス指標」(BI : Business Indicator) を指標とする旨提案している（後記 (2) (3) 参照）。

そして、業務区分 (business line) ではなく、ビジネス指標 (BI) の規模に応じた規制上の係数 (掛目) の適用を提案している（後記 (2) (4) 参照）。

なお、新しい標準的手法（revised SA）の採用には、金融庁長官への申請やその承認は不要である。

(2) 新しい標準的手法（revised SA）によるオペレーショナル・リスク相当額の算出

新しい標準的手法（revised SA）によるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、ビジネス指標（BI）（後記（3）参照）と、ビジネス指標（BI）の規模に応じた規制上の係数（掛目）（後記（4）参照）の二つのインプットをベースとしている（図表1参照）。

図表1 新しい標準的手法（revised SA）によるオペレーショナル・リスク相当額の算出

$$K_{SA} = [\sum_{\text{years}1-3} \sum (BI_j \times \alpha_j)] / 3$$

（出所）市中協議文書

（注）

- K_{SA} = 新しい標準的手法（revised SA）におけるオペレーショナル・リスク相当額
- BI_j = ある年のバケット“j”（1...n）に対応するビジネス指標（BI）の年間評価額
- α_j = バケット“j”の係数（掛目）

(3) ビジネス指標（BI）

ビジネス指標（BI）は、損益計算書における次の3つの項目を構成要素としている。

【ビジネス指標（BI）の構成要素】

- 資金（Interest component）
- 役務（Services component）
- 金融（Financial component）

（出所）市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

① 資金（Interest component）

ビジネス指標（BI）の構成要素のうち、資金（Interest component）の概要は、図表2のとおりである。

図表2 ビジネス指標（BI）の構成要素：資金（Interest component）

構成要素	損益計算書上の科目	ビジネス指標（BI）の算出	科目の説明	科目の例
資金 (Interest)	資金運用収益 (Interest income)	絶対値（資金運用収益 - 資金調達費用）	全ての金融資産（※）から生じる資金運用収益	貸出金から生じる資金運用収益 売却可能金融資産（その他有価証券）、満期保有目的債券、公正価値オプションを適用する金融商品、売買目的有価証券の保有から生

				じる資金運用収益
				ヘッジ会計を適用するデリバティブから生じる資金運用収益
	資金調達費用 (Interest expense)			その他の資金運用収益
			全ての金融負債 (※) から生じる資金調達費用	預金から生じる資金調達費用
				債券の発行から生じる資金調達費用
				ヘッジ会計を適用するデリバティブから生じる資金調達費用
				その他の資金調達費用

(※) プライマリーの金融商品、ヘッジ会計を適用するデリバティブ等。

(出所) 市中協議文書の Annex 1 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ここで重要な点は、資金 (Interest component) の純損失 (net loss) がオペレーショナル・リスク相当額の減少をもたらすという歪な事態を防止すべく、ビジネス指標 (BI) の算出に絶対値を用いていることである。

② 役務 (Services component)

ビジネス指標 (BI) の構成要素のうち、役務 (Services component) の概要は、図表 3 のとおりである。

図表 3 ビジネス指標 (BI) の構成要素 : 役務 (Services component)

構成要素	損益計算書上の科目	ビジネス指標 (BI) の算出	科目の説明	科目の例
役務 (Services)	役務取引等利益 (Fee and commission income)	+ (合算)	金融サービス等の提供による手数料収益	以下の手数料収益
				➤ 証券 (発行・組成又は顧客のオーダーの受領・伝達・執行)
				➤ 清算・決済
				➤ 資産運用
				➤ カストディ
				➤ 受託
				➤ 決済代行
				➤ ストラクチャード・ファイナンス
				➤ 証券化に伴うサービス
➤ コミットメント及び保証 (提供)				

				▶ 外国取引 以下の手数料・費用 ▶ 清算・決済 ▶ カストディ ▶ 証券化に伴うサービス ▶ コミットメント及び保証(受領) ▶ 外国取引
役務取引等費用 (Fee and commission expenses)	+ (合算)	金融サービスの提供の委託等による手数料・費用(アウトソース分を含む)		投資不動産の賃料
その他利益 (Other operating income)	+ (合算)	他のビジネス指標(BI)には区分されないが、それらに類似する、通常の銀行業務による収益		オペレーティングリース及びファイナンスリースによる収益 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループ(廃止事業に該当しない)による利益
その他費用 (Other operating expenses)	+ (合算)	次の(i)(ii)による費用・損失 (i). 他のビジネス指標(BI)には区分されないが、それらに類似する、通常の銀行業務(例: 役務取引) (ii). オペレーショナル・リスクに該当する事例(事前の引当金計上なし)		オペレーティングリース及びファイナンスリースの費用 売却目的で保有する非流動資産及び処分グループ(廃止事業に該当しない)による損失 損益計算書への直課、及びオペレーショナル・リスクに該当する事例によるコスト(※)(事前の引当金計上なし)

(※) 例: 罰金、和解金

(出所) 市中協議文書のAnnex 1を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ここで重要な点は、ビジネス指標(BI)の算出にあたって、利益とそれに対応する費用をネットティングせず、単純に合算していることである。すなわち、BCBSは、ネットティングがオペレーショナル・リスクの過小評価をもたらすという見地に立っている。

③ 金融 (Financial component)

ビジネス指標(BI)の構成要素のうち、金融(Financial component)の概要は、図表4のとおりである。

図表 4 ビジネス指標 (BI) の構成要素 : 金融 (Financial component)

構成要素	損益計算書上の科目	ビジネス指標 (BI) の算出	科目の説明	科目の例
金融 (Financial)	金融業の純損益 (Net Profit (Loss) on financial operations)	絶対値 (トレーディング勘定の純損益) + 絶対値 (銀行勘定の純損益)	金融業の純損益 (トレーディング勘定及び銀行勘定)	売買目的で保有する金融資産・金融負債 (※1) の純損益
				損益を通じて公正価値で測定する金融資産・金融負債の純損益
				損益を通じて公正価値で測定しない金融資産・金融負債 (※2) の純損益
				ヘッジ会計の適用による純損益
				為替差損益

(※1) 例：デリバティブ、債券、エクイティ、貸出金、ショート・ポジション等

(※2) 例：売却可能金融資産（その他有価証券）、貸出金、満期保有目的投資、償却原価で測定する金融負債（出所）市中協議文書の Annex 1 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ここで重要な点は、金融 (Financial component) の純損失 (net loss) がオペレーショナル・リスク相当額の減少をもたらすという歪な事態を防止すべく、ビジネス指標 (BI) の算出に絶対値を用いていることである。

また、トレーディング勘定の純損益のみならず、銀行勘定の純損益をも捕捉している点もまた、現行の算出方法からの変更点となっている。

④ ビジネス指標 (BI) に含まれない科目

市中協議文書は、次の科目については、ビジネス指標 (BI) の算出にあたって考慮してはならないとしている。

【ビジネス指標 (BI) に含まれない科目】

- 配当所得
- 保険・再保険事業の損益
- 購入した保険・再保険証券の保険料、解約返戻金
- 還付税額
- 一般管理費 (※1)
- 資本の払戻しに係る費用
- 認識の中止に係る損益 (※2)
- 減価償却費 (※3)

- 引当金の計上・戻入^(※4)
- 減損の計上・戻入^(※5)
- 負ののれんに係る特別利益
- 子会社、ジョイントベンチャー、関連会社への投資に係る損益
- 法人税

(※1) 役職員に係る費用、非金融サービス（例：物流、IT、人材派遣）の提供に係る支払手数料等（アウトソース分を含む）

(※2) 損益を通じて公正価値で測定しない金融資産、非金融資産、負債に係る。

(※3) 不動産、有形資産、無形資産に係る。

(※4) 年金、コミットメント及び保証（受領）、訴訟に係る。

(※5) 金融資産、非金融資産、子会社・ジョイントベンチャー・関連会社への出資に係る。

(出所) 市中協議文書の Annex 1 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

⑤ 指標の比較：粗利益とビジネス指標（BI）

前記①②③④を基に、現行の基礎的手法と粗利益配分手法が指標にしている粗利益と、市中協議文書が提案する新しい標準的手法（revised SA）が指標にしているビジネス指標（BI）を比較すると、図表5のようになる。

図表5 指標の比較：粗利益とビジネス指標（BI）

構成要素	粗利益の算出	ビジネス指標（BI）の算出
資金 (Interest)	資金運用収益 - 資金調達費用	絶対値（資金運用収益 - 資金調達費用）
役務 (Services)	役務取引等収益 - 役務取引等費用 + その他利益	役務取引等利益 + 役務取引等費用 + その他利益 + その他費用
金融 (Financial)	トレーディング勘定の純損益	絶対値（トレーディング勘定の純損益） + 絶対値（銀行勘定の純損益）
その他 (Other)	配当所得	（なし）

(出所) 市中協議文書の Table 1 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5からわかるとおり、ビジネス指標(BI)は、粗利益とは異なり、資金(Interest component)や金融(Financial component)の算出において絶対値を用いている点や、役務(Services component)の算出において費用を合算している点から、費用のネッティングがもたらす「直感に反する結果」(p.3参照)を回避することを意図している。

また、ビジネス指標(BI)は、粗利益とは異なり、金融(Financial component)の算出において、トレーディング勘定の純損益のみならず、銀行勘定の純損益をも捕捉している点から、オペレーショナル・リスクの捕捉の改善を意図している。

(4) 規模に応じた規制上の係数（掛目）

前記(p.2)のとおり、現行のオペレーショナル・リスク相当額の算出方法の一つである粗利

益配分手法は、1年間の粗利益を8つの業務区分 (business line) に配分し、一定の掛目 (12%、15%又は18%) を乗じた額の合計額を求め、その合計額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法である⁴。

しかし、多くの銀行において、現行の業務区分 (business line) では、デリバティブやETFといった新しい形態の金融商品や、インターネットバンキングやモバイルバンキングのような新しい販路の台頭に係るオペレーショナル・リスクを適切に捕捉することができていない。

そこで、新しい標準的手法 (revised SA) は、業務区分 (business line) ではなく、ビジネス指標 (BI) の規模に応じた規制上の係数 (掛目) の適用を提案している (図表6参照)。

図表6 ビジネス指標 (BI) の規模に応じた規制上の係数 (掛目)

ビジネス指標 (BI) の規模 (単位: 百万ユーロ)	規制上の係数 (掛目)
100 以下	10%
100 超 1,000 以下	13%
1,000 超 3,000 以下	17%
3,000 超 30,000 以下	22%
30,000 超	30%

(出所) 市中協議文書の Table 2 を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、規制上の係数 (掛目) は、ビジネス指標 (BI) に対して階層的に適用される (layered approach) (図表7参照)。

図表7 「ビジネス指標 (BI) × 規制上の係数 (掛目)」の計算例: layered approach

銀行	ビジネス指標 (BI) の規模 (単位: 100 万ユーロ)	ビジネス指標 (BI) × 規制上の係数 (掛目)
A	80	$80 \times 10\% = 8$
B	800	$100 \times 10\% + 700 \times 13\% = 101$
C	2,000	$100 \times 10\% + 900 \times 13\% + 1,000 \times 17\% = 297$
D	20,000	$100 \times 10\% + 900 \times 13\% + 2,000 \times 17\% + 17,000 \times 22\% = 4,207$
E	40,000	$100 \times 10\% + 900 \times 13\% + 2,000 \times 17\% + 27,000 \times 22\% + 10,000 \times 30\% = 9,407$

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

5. おわりに

以上が、市中協議文書の概要である。

市中協議文書へのコメントを反映した最終規則文書の公表時期や、その適用時期の見込みは

⁴ 業務区分 (business line) は、「リテール・バンキング」、「リテール・ブローカレッジ」、「資産運用」(以上、掛目12%)、「コマーシャル・バンキング」、「代理業務」(以上、掛目15%)、「決済業務」、「トレーディング及びセールス」、「コーポレート・ファイナンス」(以上、掛目18%)の8つである。

示されていない。

新しい標準的手法 (revised SA) の採用が、粗利益を指標とする非モデル手法 (基礎的手法及び粗利益配分手法) に比してオペレーショナル・リスク相当額の増加をもたらすか否かは、銀行のオペレーショナル・リスク・プロファイルによるため、一概には言えないだろう。

しかし、わが国の銀行の大部分は、オペレーショナル・リスクの算出にあたって、粗利益を指標とする非モデル手法を採用していると思われることから、それらの銀行において算出方法の変更による事務的負担が発生することは間違いない。

そこで、市中協議文書を (最終規則文書の公表を経て) わが国で実施するにあたっては、少なくとも国内基準行については現行の粗利益を指標とする非モデル手法の選択適用を認めるという緩和措置が採られるか否かが問題となり得よう。

以上